

第34回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1番, 2番)

開催期日 令和2年4月27日

第34回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年4月27日(月) 午後6時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 上 島 宣 和

本日の出席委員

1番 藤 田 淳	10番 桂 一 照
2番 中 島 信之	11番 亀 田 孝
3番 大 畠 政勝	12番 清 水 哲雄
4番 鳥 村 正行	13番 長谷川 誠
5番 笹 谷 和広	14番 木 内 浩一
6番 塚 本 政紀	15番 田 村 俊彦
8番 寺 雅 彦	16番 川 崎 浩彦
9番 平 田 善治	17番 小 川 信一
	18番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

7番 長 尾 卓 也

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉 川 道 也
〃	事務局 主幹	上 島 宣 和
〃	事務局 員	中 川 圭 太
〃	事務局 員	山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 67号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
5	報告第 68号	農地のあっせん成立について
6	報告第 69号	農地法第5条の規定による転用の完了届について
7	報告第 70号	農地所有適格法人の設立について
8	議案第148号	農地法第18条第6項の規定による通知について
9	議案第149号	農地法第5条の規定による許可申請について
10	議案第150号	土地の現況証明願いについて
11	議案第151号	農用地利用集積計画（案）について
12	議案第152号	農地のあっせんについて
13	議案第153号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案） 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
14		農業団体等報告事項

（局長）

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第34回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員17名、欠席委員1名、長尾委員より欠席の報告を受けております。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

（会長）

新型コロナウイルスの話題を出したのが2月の総会、未だ終息が見込めない、また緊急事態宣言が出ている中ではありますが、農業委員会の総会においては、書面議決にはならないということで、皆様にお集まりいただき、本日はリスク回避を図るべく、短時間で進めていきたいと考えておりますが、内容につきましては慎重審議をお願いいたします。

それでは早速、総会を進めていきたいと思えます。

（議長）

日程1 会議録署名委員についてですが、1番藤田委員、2番中島委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。4月20日、現地調査を、笹谷委員、平田委員、桂委員で実施しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告67号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第67号 農地の使用貸借契約の解約の通知について、下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は1件となります。

番号1 所在 字〇〇194 番地3 地目につきましては、公簿が原野、現況が田 面積1,4480㎡外60筆 田41筆157,277㎡ 畑20筆27,997㎡ 合計61筆185,274㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成27年12月28日 契約期間 平成27年12月28日から令和7年12月28日 解約通知日 令和2年4月17日 通知者 貸主 栗山町字〇〇20番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇20番地 〇〇〇〇 となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第68号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第68号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は11件でございます。

番号1 申出者 栗山町〇〇61番地3 〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇40番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇282番地 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積 2,896 m² 1筆でございます。成立年月日 令和2年4月9日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、木内委員・田村委員でございます。

番号2 申出者 栗山町字〇〇130番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇95番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇778番地 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積 3,360 m² 1筆でございます。成立年月日 令和2年4月6日 売買価格 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、亀田委員、小川委員でございます。

番号3 申出者 栗山町字〇〇90番地1 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇95番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇27番地84 地目につきましては 公簿が畑、現況が田 面積 159 m²外 29筆 田 17筆 45,103 m² 畑 3筆 11,423 m² 雑種地 10筆 5,766.75 m² 合計 30筆 62,295.75 m²でございます。成立年月日 令和2年4月6日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、亀田委員、小川委員でございます。

番号4 申出者 栗山町字〇〇253番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇374番地1 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇256番地2 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積 12,046 m²外 3筆 田 1筆 1,000 m² 畑 2筆 13,091 m² 雑種地 1筆 200 m² 計 4筆 14,291 m²全筆田でございます。成立年月日 令和2年4月6日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、藤田委員、田村委員でございます。

番号5 申出者 栗山町字〇〇129番地18 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇168番地63 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇320番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積 8,836 m² 1筆でございます。成立年月日 令和2年4月9日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、藤田委員・田村委員でございます。

番号6 申出者 栗山町字〇〇129番地18 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇65番地7 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇337番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積 4,693 m²外 1筆 合計 2筆 8,882 m²全筆田でございます。成立年月日 令和2年4月9日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、藤田委員・田村委員でございます。

番号7 申出者 栗山町字〇〇65番地7 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇40番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇111番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積 1,248 m² 1筆でございます。成立年月日 令和2年4月

9日 売買価格 10aあたり 田 ○○○○○○円 面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、木内委員・田村委員でございます。

番号8 申出者 栗山町字○○168番地4 ○○○○ 相手方 栗山町字○○○40番地 有限会社○○ 代表取締役 ○○○○ 対象農地所在 ○○283番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積7,039㎡1筆でございます。成立年月日 令和2年4月9日 売買価格 10aあたり 田 ○○○○○○円 面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、木内委員・田村委員でございます。

番号9 申出者 栗山町字○○ ○○○○ 相手方 栗山町字○○○40番地 有限会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 対象農地所在 字○○271番地 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積1,007㎡外5筆 田2筆20,467㎡ 畑2筆2,277㎡ 雑種地2筆428㎡ 合計6筆23,172㎡でございます。成立年月日 令和2年4月9日 売買価格 10aあたり 田 ○○○○○○円 畑 ○○○○○○円 雑種地 ○○○○○○円 面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、木内委員・長尾委員でございます。

番号10 申出者 栗山町字○○167番地86 ○○○○ 相手方 栗山町字○○166番地7 ○○○○ 対象農地所在 字○○166番地10 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積534㎡外14筆 田5筆4,986㎡ 畑2筆6,471㎡ 雑種地8筆1,595.27㎡ 合計15筆13,052.27㎡でございます。成立年月日 令和2年4月9日 売買価格 10aあたり 田 ○○○○○○円 畑 ○○○○○○円 雑種地 ○○○○○○円 面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、藤田委員、木内委員でございます。

番号11 申出者 栗山町字○○167番地86 ○○○○ 相手方 栗山町字○○166番地4 ○○○○ 対象農地所在 字○○258番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積4,849㎡外6筆 合計7筆41,870㎡全筆田でございます。成立年月日 令和2年4月9日 売買価格 10aあたり 田 ○○○○○○円 面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、藤田委員、木内委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 報告第69号「農地法第5条の規定による転用の完了届けについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第69号 農地法第5条の規定による転用の完了届けについて 農地法第5条の規定による転用の許可指令があった土地について、事業完了届け出がありましたので次のとおり報告する。今回は1件でございます。

番号1 関係農地法 第5条 貸主住所・氏名 栗山町字〇〇728番地1 〇〇〇〇 借主住所・氏名 栗山町字〇〇169番地46 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 転用した土地 許可指令年月日 平成29年11月27日 栗農第5-75号 所在 字〇〇187番地2の内 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積9,029㎡外1筆 計2筆 24,860㎡全筆畑でございます。工事完了年月日 令和2年4月3日 完了届出年月日 令和2年4月7日でございます。なお本件につきましては、現地調査を実施済みであることを申し添えます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程7 報告第70号「農地所有適格法人の設立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第70号 農地所有適格法人の設立について 下記のとおり農地所有適格法人設立の届出があったので次のとおり報告する。今回は1件でございます。

番号1 名称 株式会社 〇〇〇〇 設立年月日 令和2年4月1日 住所 栗山町字〇〇36番地 組織の種類 株式会社 資本金 〇〇〇〇万円 事業の内容 1. 農作物の生産、加工、販売、2. 農産物の貯蔵、運搬、3. 農業生産に係る作業委託、4. 畜産物の生産、加工、販売、5. 農産物、畜産物の輸出入、6. 飲食業、7. 農業に関する観光事業、8. 農業及び牧畜業並びにそれらのコンサルティング、9. 農業に関する人材育成、指導及び派遣、10. 前各号に付帯関連する一切の業務となっております。構成員につきましては 氏名 〇〇〇〇、〇〇才 職業は農業 常時従事者で代表取締役 農作業の従事日数は250日となっております。氏名 〇〇〇〇 〇〇才、常時従事者で取締役 農作業の従事日数は250日の合計で2名でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 8 議案第 148 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 148 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ（合意による解約）について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は 2 件でございます。

番号 1 所在 字〇〇150 番地の内 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積 1,2214 m²外 6 筆 計 7 筆 15,100 m²全筆畑でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 31 年 3 月 29 日 契約期間 平成 31 年 3 月 29 日から令和 10 年 11 月 30 日と、契約年月日 令和元年 12 月 26 日 契約期間 令和元年 12 月 26 日から令和 10 年 11 月 30 日 解約通知日 令和 2 年 4 月 17 日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇162 番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇40 番地 2 〇〇〇〇でございます。

この番号 1 と、この後の番号 2 につきましては、先程ご報告いたしました農地所有適格法人の設立に伴う賃貸借の解約の申し入れとなります。

番号 2 所在 字〇〇187 番地 7 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積 280 m²外 10 筆 田 5 筆 5,505 m² 畑 6 筆 46,436 m² 合計 11 筆 51,941 m²でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 28 年 11 月 30 日 契約期間 平成 28 年 11 月 30 日から令和 8 年 11 月 30 日 解約通知日 令和 2 年 4 月 17 日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇204 番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇20 番地 〇〇〇〇 でございます。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりましたので、整理番号順に審議したいと思います。

それでは、番号 1 について審議したいと思います。

番号 1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号 1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号 1 は原案どおり決定いたします。

番号 2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号 2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号 2 は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 149 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 149 号 農地法 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は 2 件でございます。

番号 1 所在 字〇〇341 番地 1 の内 地目といたしまして 公簿が畑、現況が田 面積 18,602 m² 1 筆でございます。所有者 字〇〇288 番地 〇〇〇〇 転用者 〇〇町〇〇292 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 転用目的 耕土改良及び土砂採取による一時転用となっております。

番号 2 所在 字〇〇92 番地 1 の内 地目といたしまして 公簿が畑、現況が田 面積 5,040 m² 外 6 筆 計 7 筆 19,131 m² 全筆田でございます。所有者 字〇〇90 番地 〇〇〇〇 転用者 〇〇市〇〇区〇7 条〇2 丁目 6 番 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 転用目的 耕土改良及び土砂採取による一時転用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、議案第 150 号「土地の現況証明願いについて」と併せ、現地調査班長より報告をお願いします。

(9 番 平田)

令和 2 年 3 月 30 日 第 33 回農業委員会後に提出のあった農地法第 5 条の転用申請に基づき、令和 2 年 4 月 20 日に笹谷委員、桂委員、吉川事務局長、上島主幹、中川主事同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

農地法第 5 条の転用許可申請であります。申請地一つ目は、栗山町役場継立出張所の南約 5.0km に位置する農用地区域内農地、二つ目は、同じく栗山町役場継立出張所の南約 7.0km に位置する農用地区域内農地であり、双方ともこの度、申請者より耕土改良に合わせて土砂採取を行い、平坦な優良農地に復元したい旨の一時転用の許可申請があったものであります。

本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。

また、現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い確認してきておりますことを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第149号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第149号は原案どおり決定といたします。

日程10 議案第150号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第150号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は4件の願い出でございます。

番号1 所在 ○○1丁目111番地11 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外面積363㎡1筆でございます。利用状況 宅地 所有者及び願出人 栗山町○○1丁目111番地11 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号2 所在 ○○2丁目359番地 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外面積229㎡外1筆 計2筆476㎡でございます。利用状況 宅地 所有者 ○○2丁目361番地 ○○○○ 願出人 ○○市○○1条○2丁目1番地25号 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号3 所在 字○○352番地1 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外面積14,054㎡外1筆 計2筆21,912㎡でございます。利用状況 山林 所有者及び願出人 字○○346番地 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号4 所在 字○○59番地36 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外面積4,482㎡1筆でございます。利用状況 山林 所有者及び願出人 ○○県○○市○○町2206番地13 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、先ほど、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第150号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第150号は原案どおり決定といたします。

日程 1 1 議案第 1 5 1 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明を求めます。

（事務局）

議案第 1 5 1 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借 1 5 件、所有権移転 1 1 件、使用貸借 3 件の計 2 9 件であります。

整理番号 2 賃 1-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 4 〇〇〇〇
利用権を設定する者 〇〇市〇〇町 4 丁目 2 番 5 号 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 3 月 2 6 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇34 番地 1 現況地目 畑 面積 1,779 m²
外 1 筆 計 2 筆 3,283 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和 2 年 4 月 2 8 日から令和 4 年 1 月 3 0 日の 2 年 7 カ月となっております。借賃につきましては 1 0 a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 月 3 0 日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱で、家族構成は男 2 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 2-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇550 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇5 条〇6 丁目 1 番 23 公益財団法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 4 月 1 4 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇 535 番地 現況地目 田 面積 17,753 m²外 3 筆 計 4 筆 64,568 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和 2 年 4 月 2 8 日から令和 7 年 2 月 2 7 日の 4 年 1 0 カ月となっております。借賃につきましては 対価の合計 〇〇 〇〇〇〇〇〇円に賃借料と諸経費をそれぞれ 1 % 乗じまして、年間 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 2 月 1 0 日までに公益財団法人 〇〇 〇〇〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 3-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇83 番地 3 〇〇〇〇
利用権を設定する者 〇〇市〇〇区北 5 条西 6 丁目 1 番 23 公益財団法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 4 月 1 4 日 利用権を設定する土地 所在 字〇 〇2 番地 3 現況地目 田 面積 3,843 m²外 4 筆 計 5 筆 39,630 m²全筆田でございます。

設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年4月28日から令和7年2月27日の4年10カ月となっております。借賃につきましては 対価の合計 〇〇〇〇〇〇円に賃借料と諸経費をそれぞれ1%乗じまして、年間 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年12月10日までに公益財団法人 〇〇〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所4-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇40番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町〇〇61番地 3 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年4月9日 所有権を移転する土地 所在 〇〇282番地 現況地目 田 面積 2,896 m² 1筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年4月28日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年10月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲・小麦で、構成員は男9人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所5-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇95番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇130番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年4月6日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇778番地 現況地目 畑 面積 3,360 m² 1筆でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年4月28日 対価につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年10月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は種子馬鈴薯・小麦・大豆で、家族構成は男2人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所6-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇95番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇90番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年4月6日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇27番地 84 現況地目 田 面積 159 m²外 29筆 田 17筆 45,103 m² 畑 3筆 11,423 m² 雑種地 10筆 5,766.75 m² 計 30筆 62,292.75 m² でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年4月28日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇

〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年10月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は種子馬鈴薯・小麦・大豆で、家族構成は男2人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所7-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇374番地1 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇253番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年4月6日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇256番地2 現況地目 畑 面積12,046㎡外3筆 田1筆1,000㎡ 畑2筆13,091㎡ 雑種地1筆200㎡ 計4筆14,291㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年4月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年10月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲・小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所8-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇168番地63 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇129番地18 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年4月9日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇320番地1 現況地目 田 面積8,836㎡1筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年4月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年年10月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲・かぼちゃで、構成員は男3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所8-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇65番地7 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇129番地18 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年4月9日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇337番地1 現況地目 田 面積4,693㎡外1筆計2筆8,882㎡全筆田でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年4月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対

価の支払い期限につきましては 令和2年年10月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・いちごで、家族構成は男4人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所9-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇40番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇65番地7 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年4月9日 所有権を移転する土地 所在 〇〇111番地11 現況地目 田 面積1,248㎡1筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年4月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年年10月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男9人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所10-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇40番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇168番地4 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年4月9日 所有権を移転する土地 所在 〇〇283番地1 現況地目 田 面積7,039㎡1筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年4月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年年10月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男9人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所11-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇40番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年4月9日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇271番地 現況地目 畑 面積1,007㎡外5筆 田2筆20,467㎡ 畑2筆2,277㎡ 雑種地2筆428㎡ 計6筆23,172㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年4月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年年10月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦

で、構成員は男9人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所12-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇166番地7 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇167番地86 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年4月9日
所有権を移転する土地 所在 字〇〇166番地10 現況地目 畑 面積534㎡外14筆 田5筆4,986㎡ 畑2筆6,471㎡ 雑種地8筆1,595.27㎡ 計15筆13,052.27㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年4月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年10月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・玉葱で、家族構成は男2人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所13-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇166番地4 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇167番地86 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年4月9日
所有権を移転する土地 所在 字〇〇258番地1 現況地目 田 面積4,849㎡外6筆 計7筆41,870㎡全筆田でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年4月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年10月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・玉葱で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃14-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇617番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 〇〇郡〇〇町〇8条6丁目2-6 〇〇〇〇外3名 申出年月日 令和2年4月6日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇595番地 現況地目 田 面積24,122㎡外5筆 田5筆39,472㎡ 畑1筆1,501㎡ 計6筆40,973㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年4月28日から令和3年11月30日の1年7カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、家族構成は男4人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている

考えます。

整理番号 2 賃 15-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇292 番地 〇〇〇
〇 申出年月日 令和2年4月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇289 番地 1
現況地目 畑 面積5,106 m²外10筆 田6筆21,164 m² 畑5筆14,159 m² 計11筆35,323
m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年4
月28日から令和6年11月30日の4年7カ月となっております。借賃につきましては
10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計
〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日まで
に 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状
況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で地域活動も積極的に
参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を
満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 16-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇162 番地 〇〇〇
〇 申出年月日 令和2年4月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇50 番地 現
況地目 田 面積9,706 m²外7筆 田1筆9,706 m² 畑7筆15,100 m² 計8筆24,806 m²
でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年4月
28日から令和6年11月30日の4年7カ月となっております。借賃につきましては
10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合
計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日
までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営
農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で地域活動も積極
的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要
件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 17-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇1丁目80番地38 〇
〇〇〇 申出年月日 令和2年4月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇301 番
地1 現況地目 畑 面積7,272 m²外9筆 田5筆11,030 m² 畑5筆19,471 m² 計10筆
30,501 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和
2年4月28日から令和6年11月30日の4年7カ月となっております。借賃につきま
しては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じ
まして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11
月30日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受け
る者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で地域活
動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3

項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 18-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇328 番地 〇〇〇
〇 申出年月日 令和2年4月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇284 番地 2
現況地目 田 面積 8,448 m²外 2 筆 計 3 筆 15,308 m²全筆田でございます。設定する利用
権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年4月28日から令和6年11月3
0日の4年7カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇
〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきま
しては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利
用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2
人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促
進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 19-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇261 番地 〇〇〇
〇 申出年月日 令和2年4月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇238 番地 2
現況地目 田 面積 5,769 m²外 6 筆 田 5 筆 18,563 m² 畑 2 筆 4,723 m² 計 7 筆 23,286
m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年4
月28日から令和6年11月30日の4年7カ月となっております。借賃につきましては
10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じま
して合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月
30日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける
者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で地域活動
も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 使 20-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇40 番地 2 〇〇〇
〇外1名 申出年月日 令和2年4月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇36 番
地の内 現況地目 畑 面積 1,983 m²外 2 筆 計 3 筆 7,098 m²全筆畑でございます。設定
する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間令和2年4月28日から令和6
年11月30日の4年7カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、
主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、
年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして
いると考えます。

整理番号 2 賃 21-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇272 番地 6 推定相
続人 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年4月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇

○265番地1 現況地目 畑 面積9,467㎡外4筆 計5筆22,754㎡全筆畑でございます。
設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年4月28日から令和
2年11月30日の7カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 畑○○
○○○○円 面積を乗じまして合計 ○○○○○○円でございます。借賃の支払い方法に
つきましては、毎年11月30日までに ○○○○指定口座に振込むものとなっております。
利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員
は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤
強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 22-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○36番地 株式会社
○○○○ 代表取締役 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町字○○204番地 ○○○
○ 申出年月日 令和2年4月17日 利用権を設定する土地 所在 字○○205番地3の
内 現況地目 畑 面積7,169㎡外10筆 田5筆5,505㎡ 畑6筆46,436㎡ 計11筆
51,941㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和
2年4月28日から令和12年11月30日の10年7カ月となっております。借賃につ
きましては 10aあたり 田 ○○○○○○円 畑 ○○○○○○円 それぞれ面積を
乗じまして合計 ○○○○○○円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年
11月30日までに ○○○○指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を
受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で地
域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条
第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 使 23-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○36番地 株式会社
○○○○ 代表取締役 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町字○○20番地 ○○○○
申出年月日 令和2年4月17日 利用権を設定する土地 所在 字○○194番地3 現況
地目 田 面積1,448㎡外60筆 田41筆157,277㎡ 畑20筆27,997㎡ 計61筆185,274
㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間令和2年
4月28日から令和12年11月30日の10年7カ月となっております。利用権の設定
を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で
地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18
条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 使 24-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○36番地 株式会社
○○○○ 代表取締役 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町字○○20番地 ○○○○
申出年月日 令和2年4月17日 利用権を設定する土地 所在 字○○198番地1 現況
地目 畑 面積159㎡外24筆 田20筆79,193㎡ 畑5筆10,521㎡ 計25筆89,714㎡
でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間令和2年4
月28日から令和6年11月30日の4年7カ月となっております。利用権の設定を受け
る者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で地域活

〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇18 番地 4 〇〇〇〇
〇 申出年月日 令和2年4月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇18 番地 1 の
内 現況地目 畑 面積 3,207 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年4月28日から令和10年11月30日の8年7カ月
となっております。借賃につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じ
まして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、11月3
0日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者
の営農状況は、主な経営作物は水稲・小麦で、構成員は男1人女2人で地域活動も積極的
に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件
を満たしていると考えます。 以上です。

(議長)

はい。賃貸借15件・所有権移転11件・使用貸借3件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。それでは、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号2所5-1について審議したいと思います。

整理番号2所5-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2所5-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2所5-1は原案どおり決定いたします。

整理番号2所6-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2所6-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2所6-1は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席)

続きまして、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号2所13-1について審議したいと思います。

整理番号2所13-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2所13-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2所13-1は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席)

続きまして、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号2貨28-1について審議したいと思います。
整理番号2貨28-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2貨28-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2貨28-1は原案どおり決定いたします。
(〇〇委員着席)
これからは、残る25件について整理番号順に審議したいと思います。
整理番号2貨1-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2貨1-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2貨1-1は原案どおり決定いたします。
整理番号2貨2-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2貨2-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2貨2-1は原案どおり決定いたします。
整理番号2貨3-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2貨3-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2貨3-1は原案どおり決定いたします。
整理番号2所4-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2所4-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2所4-1は原案どおり決定いたします。
整理番号2所7-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2所7-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2所7-1は原案どおり決定いたします。
整理番号2所8-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2所8-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2所8-1は原案どおり決定いたします。
整理番号2所8-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2所8-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2所8-2は原案どおり決定いたします。
整理番号2所9-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2所9-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2所9-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2所10-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2所10-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2所10-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2所11-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2所11-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2所11-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2所12-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2所12-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2所12-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2賃14-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃14-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃14-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2賃15-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃15-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃15-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2賃16-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃16-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃16-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2賃17-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃17-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃17-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2賃18-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃18-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃18-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2賃19-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2 賃 19-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2 賃 19-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号2 使 20-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2 使 20-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2 使 20-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号2 賃 21-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2 賃 21-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2 賃 21-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号2 賃 22-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2 賃 22-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2 賃 22-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号2 使 23-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2 使 23-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2 使 23-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号2 使 24-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2 使 24-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2 使 24-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号2 賃 25-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2 賃 25-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2 賃 25-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号2 賃 26-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2 賃 26-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2 賃 26-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号2 賃 27-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2 賃 27-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2 賃 27-1 は原案どおり決定といたします。

日程12 議案第152号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第152号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は1件でございます。

番号1 あっせん申出者 ○○県○○市○○町 2206-13 ○○○○ 申出年月日 令和2年4月16日 申出地所在 字○○141番地1 地目は公簿、現況ともに田 面積5,008㎡ 外4筆 田1筆5,008㎡ 雑種地4筆442㎡ 計5筆5,450㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(12番 清水)

○○さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、今後、耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として平田委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、清水委員、平田委員よろしくお願いします。

日程13 議案第153号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案) 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第153号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてご説明をいたします。

この件につきましては、農業委員会法に基づき、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を目的として実施しております。令和2年度計画について、本日、議決いただきました後、町ホームページに公開し、農水省へ提出をすることになっております。

まず、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明をいたします。Ⅰ農業委員会の状況につきましては、農林業センサス及び各種統計より記載しております。総農家数は、428戸、販売農家数は381戸となっております。農業者数は、944人、内、女性は429人、40代以下は244人となっております。認定農業者数は295経営体であります。耕地面積は、5,930ha となっております。Ⅱ農業委員会の現在の体制は、記載のとおりであります。

Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化 Ⅰ現状及び課題については、管内農地面積は、5,930ha で、本年度の集積面積目標は、5,428ha、集積面積が5,436ha となっており、100.15%の達成率となっておりますが、こちらは※の2番に基づき集積実績の算入方法を利用集積されている農地の総面積に変更したためでございます。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進 Ⅰ現状及び課題として、過去3年の新規参入者の状況ですが、28年2経営体、29年1経営体、30年度2経営体となっております。令和元年度の目標及び実績として、目標値1経営体に対し実績値2経営体となっております。Ⅳ遊休農地に関する措置 現在の遊休農地面積は、0ha で、2年前にすべてが解消されております。

続いて、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご説明をいたします。Ⅰ農業委員会の状況は、農家・農地等の概要として、数値は昨年の農業センサスの数値で変わりはありません。Ⅱ農業委員会の現在の体制は、記載のとおりであります。

Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化 現状及び課題については、管内農地面積は、5,930ha で、本年度の集積面積目標は5,446ha としております。Ⅳ遊休農地に関する措置でございますが、今年度の遊休地面積を0ha とさせていただいているところであります。

なお、今後のスケジュールでございますが、この評価等目標につきましては町のホームページで公開をさせていただきます。近日中に農林水産省に報告をさせていただくこととなります。以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長)

はい。議案第153号について、事務局より説明がありましたが、何か質問等ござい

せんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第153号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 議案第153号については原案どおり決定といたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は5月28日の木曜日 午後6時00分から、現地調査につきましては5月21日の木曜日 午前9時30分から 第4班 鳥村委員、清水委員、田村委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後7時00分終了)